改定基本構想の骨子

資料２

１．基本理念と基本方針

北区では、施設整備への当事者意見の反映や知見集の作成など、継続的な当事者参画による成果を積み重ねてきました。今後も現行基本構想の基本理念を踏襲し、バリアフリーのまちづくりを進めます。また、基本理念や最終評価を踏まえ、４つの基本方針を大きな柱として、バリアフリーのまちづくりの実現を目指します。

現行基本構想

【基本理念】

「気づき」を共有し、カタチにするまち 北区
～だれもが健やかに安心して生活・移動できる ユニバーサル社会を目指して～

【基本方針】

①だれもが利用しやすい生活環境づくりを目指した基本構想づくりを目指します
- 高齢者、障害者等だけでなく妊産婦や乳幼児同伴者、外国人も含めた多様な利用を想定する
- 生活環境として、「移動」だけでなく「施設利用」も含めた特定事業などを設定する
- 最低限の整備だけでなく、高齢者や障害者等が複数の選択肢から利用方法を選択でき、「より便利に・当たり前に」使える状態を目指した事業を検討する

②おおむね 10 年後を目標とします
- 長期的な事業も見据え、おおむね 10 年後の 2025 年度を目標として設定する

③区全域におけるバリアフリー推進の考え方を示します
- 重点整備地区におけるバリアフリー化の推進について位置づける
- 重点整備地区を含む区全域について、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化の推進について位置づける

④まちづくりを進めるうえで効果の高い地区を重点整備地区に定めます
- バリアフリー法に基づき、配置要件、課題要件の調査結果や効果要件の視点などから区内の状況を把握し、関連する事業や計画などの状況も踏まえた地区の考え方を示す

⑤重点整備地区（地区別構想）では実現性の高い具体的な特定事業を定めます
- 全体構想で特定事業に関する基本的な事項を設定し、これを踏まえて地区別構想を策定する
- 地区別構想では地区の課題を抽出し、実現性の高い具体的な特定事業を設定する
- 施設設置管理者などが主体的かつ連携して事業を設定できるような検討の枠組みを設ける

⑥こころと情報のバリアフリーの推進に向けた具体的な事業や協働による取組の方向性を示します
- 高齢者保健福祉計画で位置づけられている「こころのバリアフリー」の取組に加え、障害者、妊産婦や乳幼児同伴者、外国人なども含めた多様な対象を想定する
- 施設設置管理者などと連携したこころのバリアフリーの普及・啓発を位置づける
- 情報制約者に対する情報のバリアフリー化の推進を位置づける
- 「こころのバリアフリー」に関する継続的な意見交換の場を位置づける

⑦段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）に向け利用者の参加による推進方法を示します
- バリアフリー法の目標年次である令和 2 年度には中間評価、令和 7 年度には最終評価を、利用者の参加により実施することを位置づける

成果と課題

【成果】
- 全体構想に基づき区全域を重点整備地区に指定し、駅周辺に限らず区全域で網羅的なバリアフリー化が推進
- 3,500 を超える多くの特定事業を設定し、短期・中期の事業完了・継続率が 80%程度と、概ね計画的に事業が完了または継続的に実施
- 特に、鉄道駅（可動式ホーム柵等）、学校施設（公立小中学校の統廃合に伴う新築）、公園施設（インクルーシブ遊具、車いす使用者用駐車施設等）、道路（誘導用ブロック、グレーチング等）のバリアフリー化が推進
- 中間評価・最終評価において、まちあるき点検等の気づきを反映した「共通の配慮事項」を継続的に更新し、現行法やガイドラインにも対応した内容として充実
- 特定事業の実施における当事者参画の実績とノウハウの蓄積を知見集に整理
- 当事者同士の相互理解や整備担当者の意識の変化につながっている
- VR 動画の作成・活用や子どもへの意識調査、区民まつりにおける現行基本構想の周知・啓発など、こころのバリアフリーに関する多様な取組を実施
- 情報のバリアフリーとして筆談具の設置を多数の施設で実施

【課題】
- 未完了・継続事業の推進と併せ、当面実施見込みがないとしていた長期事業の着手に向けた検討にあたり、再度各事業者によるセルフチェック・課題の確認が必要
- 車いす使用者用トイレへの大型ベッドや居室へのフラッシュライトの設置など、様々な障害特性に応じた更なる施設・設備のバリアフリー化が必要
- 時点修正だけでなく、精神・知的・発達障害や子育て世代、外国人への対応など、現在の考え方を踏まえたハード・ソフト両面からの特定事業の充実が必要
- 整備後の確認だけでなく、施設の計画・設計段階における当事者参画の推進と整備担当者への「当事者意見を反映させながらより望ましい整備を行う」意識の浸透が必要
- 区民が区の取組を知る機会やこころのバリアフリーを啓発する機会は十分とは言えず、特に福祉・教育関係所管との連携強化による小中学生への教育・啓発への期待が大きい
- ICT 技術の活用やウェブサイトの充実・アクセシビリティへの配慮など情報のバリアフリーの推進が必要

改定基本構想

【基本理念】

「気づき」を共有し、カタチにするまち 北区
～だれもが健やかに安心して生活・移動できる ユニバーサル社会を目指して～

各施設設置管理者にとっては利用者に対する安全や安心への思い、移動に制約のある当事者にとっては自由に移動できることへの思い、行政にとっては多様な利害を調整しながらよりよい地域社会を作っていくことへの思い、そして、誰もが安心して暮らせるまちにしたいという区民の思い、それぞれの立場は異なっても、バリアフリー法の趣旨をともに実現しようという、大きな思いは共通です。

これらの「思い」に互いに「気づき」、基本構想の推進や当事者参画の場で共有し、互いに理解・尊重しながら、それぞれの経験や知識、技術を活かし、だれにとっても公平なバリアフリーのまちづくりを実現（カタチに）することを目指します。

【基本方針】

①施設・経路等のバリアフリー化の推進
- これまでの取組により、鉄道駅の可動式ホーム柵の設置や道路の高低差を解消するエレベーターの整備、公立小中学校の統廃合に伴う学校施設のバリアフリー化、遊具を含む公園施設のバリアフリー化など、面的かつ一体的なハード整備が進んだ。
- 今後は、各施設・経路における特定事業を引き続き推進するとともに、大規模改修や新設など、区民への影響が大きい事業については、これまでの知見を活かして、計画・設計段階からバリアフリーに留意した検討を行う。

②デジタル技術を活用した情報のバリアフリーの推進
- これまで、筆談用具の設置をはじめとするコミュニケーション支援が進められたが、近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、より効果的な情報のバリアフリーが求められている。
- 今後は、開発動向を注視して新たなデジタル技術を積極的に活用するとともに、既存の情報を活かしてデジタルとアナログを融合させるなど、北区にとって最適な情報のバリアフリーを検討し、取組を推進する。

③意識啓発を通じたこころのバリアフリーの推進
- これまで、区民まつりにおける体験型啓発や VR 動画の作成など、多様な取組を展開し、こころのバリアフリーを進めてきた。また、各事業者においても、適切な人的対応のための研修や利用者へのマナー啓発等を継続的に実施している。
- 引き続き、「障害の社会モデル」の理解の広がりと定着を目指し、事業者や区民等それぞれへの意識啓発を行い、こころのバリアフリーを推進する。

④継続的な当事者参画の実施
- 毎年度、区民部会によるまちあるき点検や意見交換を重ね、障害当事者等の意見を施策に反映した。
- 引き続き、この豊富な経験を有する区民部会等の組織を活用し、計画・設計段階からの意見交換など、積極的かつ継続的に当事者参画を実施し、北区のバリアフリーのスパイラルアップを図る。

２．位置づけ

改定基本構想は、バリアフリー法や国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、区が定める「北区基本構想」、「北区基本計画 2024」などの上位計画との整合を図るとともに、都市基盤、健康・福祉等の各関連計画との連携を図ります。



図　改定基本構想の位置づけ

３．目標年次

改定基本構想は、長期的な事業の設定も見据え、令和 18 年度（2036 年度）を目標年次とします。

また、改定基本構想に基づき新たな特定事業等を設定し、令和 18 年度（2036 年度）の目標年次までに事業完了を目指します。その間、着実な事業の実施や改善検討がされるよう、令和 13 年度（2031 年度）に事業進捗管理を踏まえた中間評価を実施します。

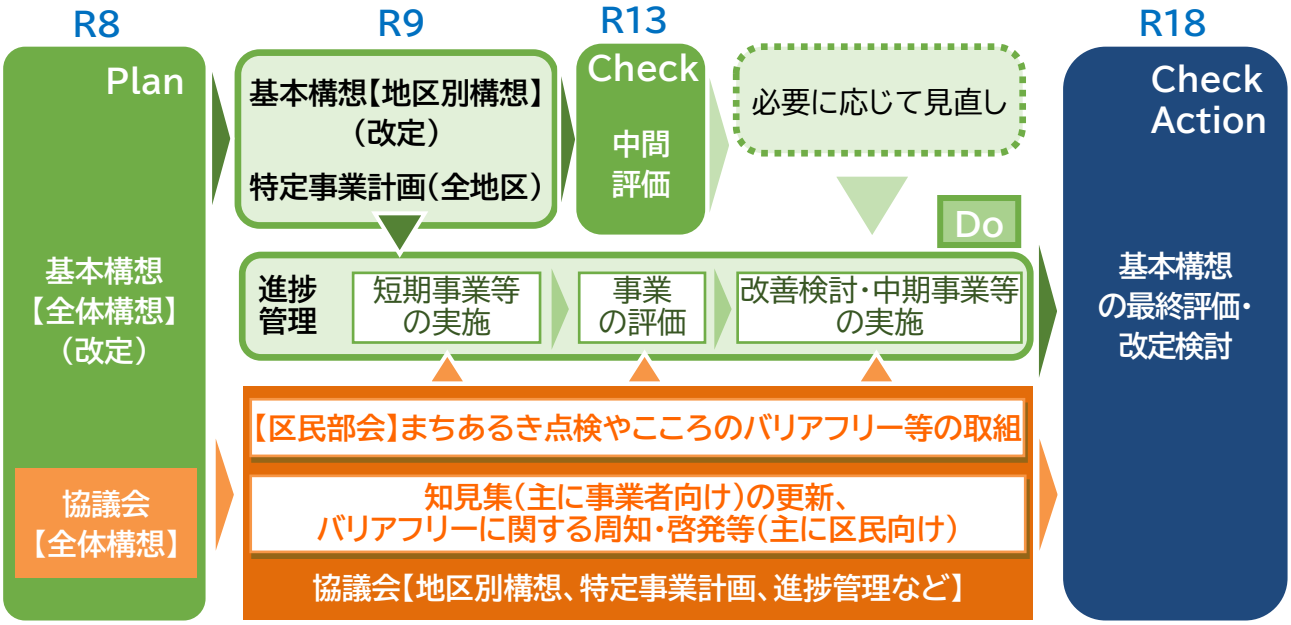

図　今後のスケジュール

４．改定基本構想の目次構成（案）

現行基本構想は、区全域の指針となる「全体構想」と、具体的なバリアフリー化施策の推進を図る「地区別構想（赤羽地区、滝野川地区、王子地区）」から構成されています。

現行基本構想の策定から１０年が経過していることを踏まえ、今回の改定では、現在の社会情勢や本区の現況、法体系の変化などを反映させます。その際、現行基本構想の構成を生かしつつ、さらなる拡充を図るとともに、改正バリアフリー法に基づく内容とします。

次頁に目次構成（案）を示します。

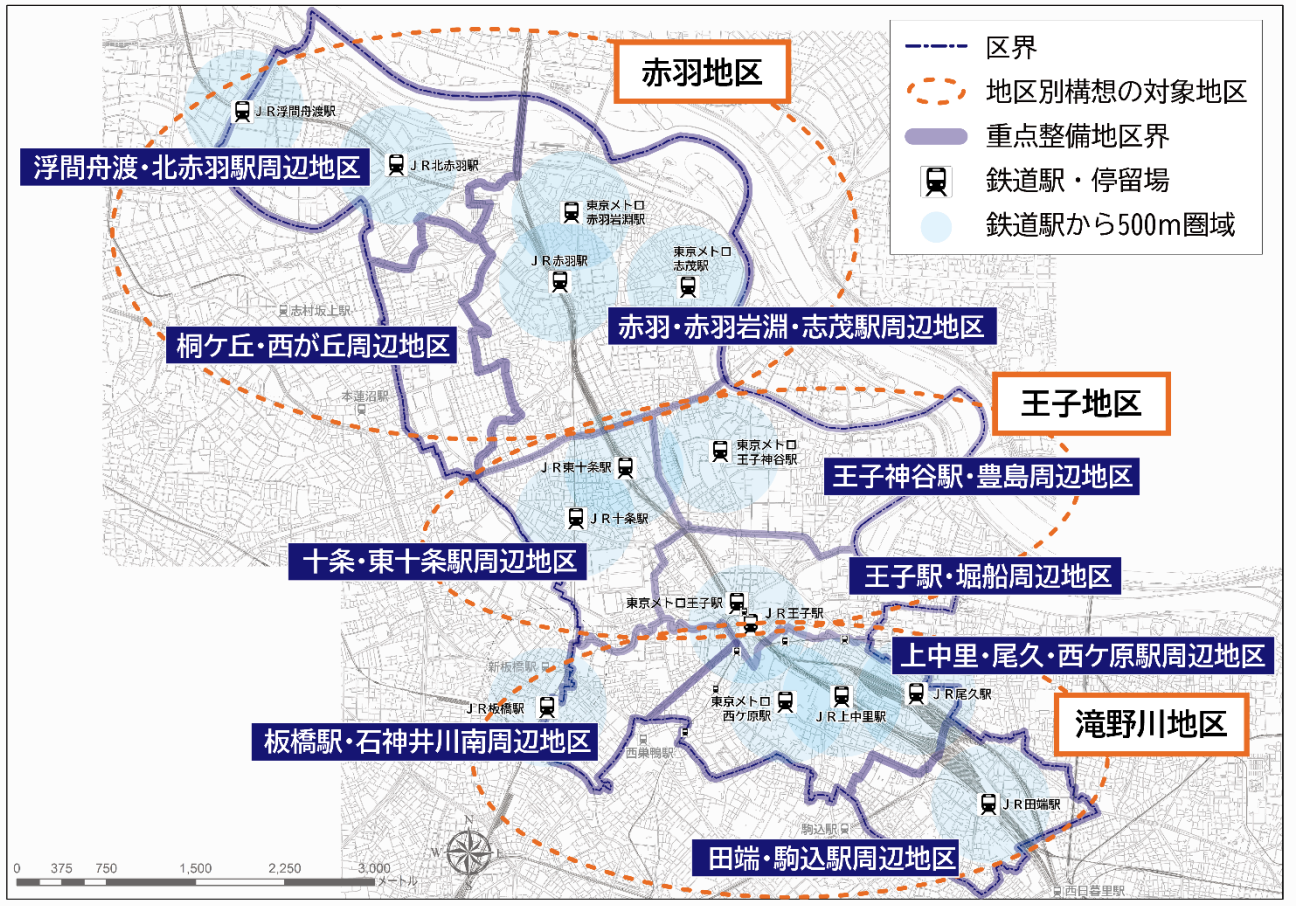

図　地区別構想の対象地区及び重点整備地区

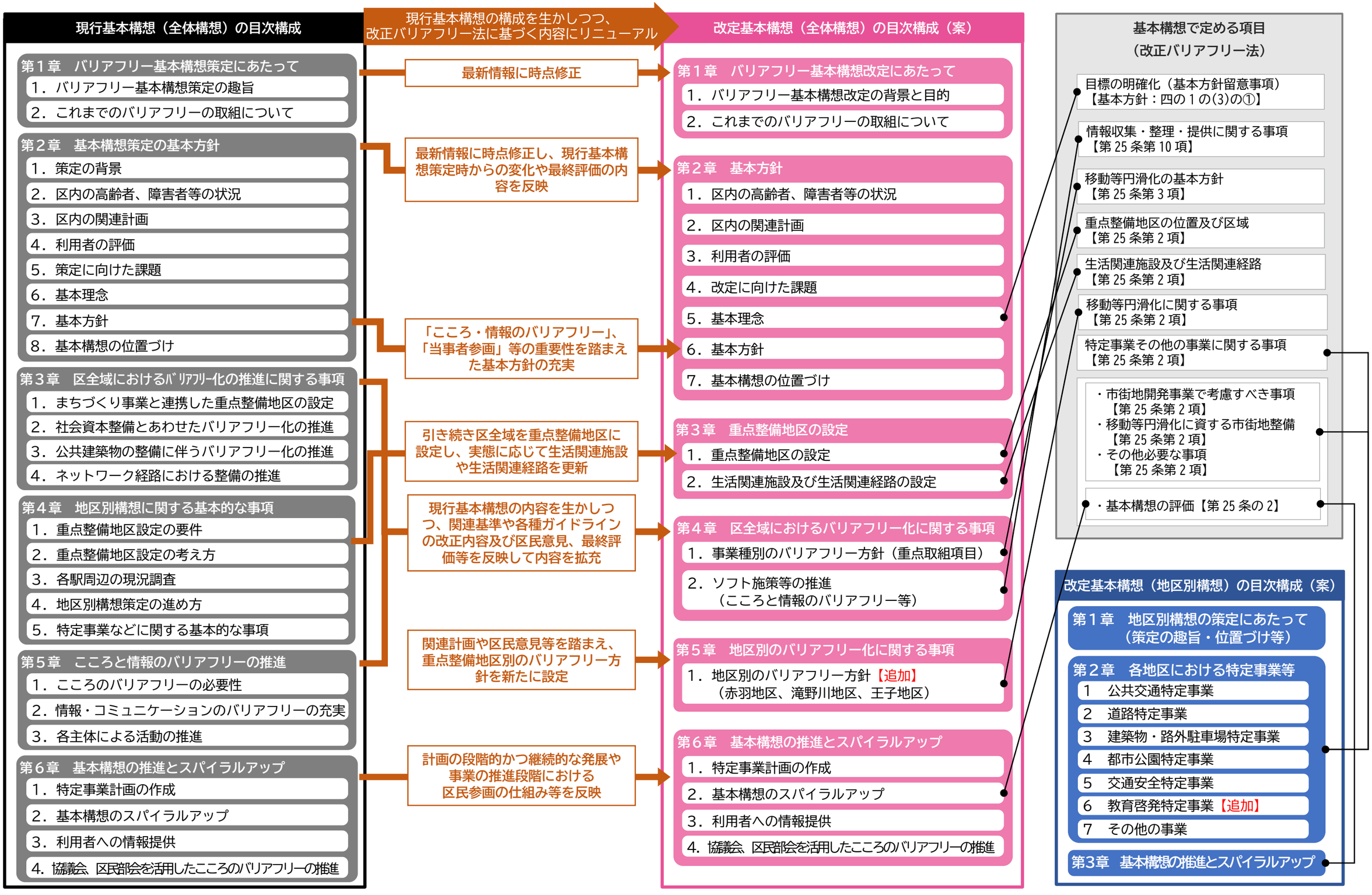

図　改定基本構想の目次構成（案）